

第二十七回 参議院大蔵委員会会議録 第二号

(五八)

昭和三十二年十一月十一日(月曜日)午後一時二十六分開会

委員の異動

十一月六日委員森田豊壽君辞任につき、その補欠として左藤義詮君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

理事

豊田 雅孝君

西川 喬五郎君

江田 三郎君

平林 國君

天坊 裕彦君

青木 一男君

木暮 武太夫君

塙見 後二君

山本 米治君

増原 恵吉君

苦米地 英俊君

宮澤 喜一君

栗山 良夫君

小林 孝平君

椿 繁夫君

野溝 昌作君

前田 久吉君

平岡忠次郎君

勇君

○衆議院議員(平岡忠次郎君) まず、昭和三十二年の年末の貢与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案を議題といたし、発議者より提案理由の説明を聽取いたします。

○衆議院議員(平岡忠次郎君) ただいま

ま議題となりました昭和三十二年の年

大蔵省主税局長 原 純夫君

大蔵省銀行局長 酒井 俊彦君

大蔵省為替局長 石田 正君

事務局側 常任委員 木村常次郎君

専門員 木村常次郎君

会議院送付、予備審査

○租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○福島県に國立たばこ試験場設置の請願(第一四四号)

○必需食品原料塩の販売価格引下げに因する請願(第一五五号)

○酒税引下げに因する請願(第一九七号)

○塩収納価格引下げ中止等に因する請願(第三〇七号)

○たばこ耕作者の耕作権保障等に因する請願(第三七八号)

○日本不動産銀行拡充強化に関する請願(第四七九号)

○委員長(豊田雅孝君) これより委員会を開きます。

○委員長(豊田雅孝君) 本件の質疑は

本日の会議に付した案件

○昭和三十二年の年末の貢与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案

(衆議院送付、予備審査)

○租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○福島県に國立たばこ試験場設置の請

○必需食品原料塩の販売価格引下げに因する請願(第一五五号)

○酒税引下げに因する請願(第一九七号)

○塩収納価格引下げ中止等に因する請

○たばこ耕作者の耕作権保障等に因する請

○日本不動産銀行拡充強化に関する請

○衆議院議員(平岡忠次郎君) これより委員会を開きます。

○衆議院議員(平岡忠次郎君) 本件の質疑は

本日の会議に付した案件

○昭和三十二年の年末の貢与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案

(衆議院送付、予備審査)

いうものが何よりも大きくなるのをいつていると思いますが、とにかくその翌年、二十九年度には対前年一二九%と大きく伸びております。三十年度には対前年度一三一%というふうに伸びております。この間、昭和三十年の夏に所得基準の控除限度を従来の五割から八割に上げるということをいたしております。自後、三十一年度は対前年度一一九%、三十二年度は見込みでありますが一・三、三十三年度も見込みで一一二といふような数字になっております。これらの中からお読みとり願う以外はない。もちろん、これ以上こまかいで分析をというものもいろいろ研究すべき面はあると思いますが、やはり相当地で効果はあるであろう。何といつても、輸出が日本経済にとって非常に大きな重要性を持つという現在であつてみれば、この制度が必要であり、かつ、今回のような緊急の事態になつてくると、それをさらに一そく伸ばしたいというようなことになつた次第であります。

政府の方で最もこの租税特別措置によつて具体的にこらなりましたといふもの、を国民に示さないといけない段階になつてゐるんぢやないだらうか。その点、私は政府の研究といふものはおくておられるのじやないだらうか、今御説明の中にありましたように、もつと研究をすれば、何かこれを確認するようなものがでけるのじやないだらうかと、こう思ふんでありますけれども、私も専門的にはよくわかりませんが、しかし何かあるはずだ、また、それがなければ、政治的な抽象的スローガンでは理解できませんが、大多数の国民を納得させることができます。今日まで何か、私る、こう思ひます。が指摘をしましたよくな趣旨のことについて、御研究なさつたことがあるでしようか。

○政府委員(原純夫君) この特別措置だけじゃなくて、いろんな特別措置について、その効果と、措置により失われる財源と、いうものとの比較は、いろいろ問題が多い事項がほかにもたくさんあるのでございますが、本件につきましていろいろ研究はしなければいかぬという気持は持ちますが、結局、私最終的にこの特別措置で幾ら輸出が伸びるということは突きとめようがないと思います。多分に何といいますか、直感的な制度だ、言葉はちょっと雑でございますが、そういうような感じで見ております。今後大いに研究はいたしたいと思ひますが、なかなか数字的に突きつめる満足な方法はむずかしいのじやなかろうか。で、若干お詫びの趣旨とそれがあるかもしれませんけれども、実はこの制度が輸出の所得を控除するから輸出がどれだけ条件がよくなつ

で、そらして輸出が伸びるという見方もあります。しかし、私どもこれが輸出する条件がよくなるというふうなことをより多くする。むしろ輸出商社や何かの力を強くするというのに重点がある。これは例のガットの規定の問題、これはもう平林委員御存じの通りで、そういう角度の問題とも関連するわけでありますが、そういう意味で、これが商社なりあるいは輸出のメーカーなりの力を強くする面では、こういう問題があるわけです。せっかく輸出所得控除をして、税金が年に今までも七十億八十億軽減されておる。それが全然社外に配当で出ていってしまうということになると、なるほど輸出会社の景気はよいということになりますけれども、もう、あとはそれまでだということになってしまふ。私どもやつぱりこれになると、なるほど輸出会社の景気はよいということにはなりますけれども、やはり、あとはそれまでだということになってしまふ。その相当額を社内に留保して、将来貿易上のパニックが起つたというような場合に耐え得るとか、あるいはその他のいろいろ輸出の伸びるようなふうにそれが力になっていくことが重点じゃないかというふうに思います。この辺はこれは後ほど御質問を伺うべき事項であつたかもしませんが、私ども今回特にその点を申し上げて、関係省とも、法律に規定するのは技術的に困難だけれども、その通りだから行政上ぜひそら指導しようといふことに言つてもらつております。この辺は、将来にわたつてこの制度をみます場合に、それじゃ、あの留保の点はどうなつてゐるかといふようなことは、教字的に今後そういう目で確かめれば、ある程度確かめられるという点がでできる。その辺に、私どもの努力の若干が

○政府委員(原純夫君) まことにご
具体的に商社なり、あるいはメーカー
なりが、どういう所得控除、従つて税
額の軽減を受けているか、それが留保
にどうつながつて、いるかということ
は、鋭意できるだけの調べはいたしま
した。ただ何分、今まででは留保の問題
が特に少い、ということはありません
が、どの程度多いかというあたりで、
あまり多くないという見方もできる。
その辺の調べは、ある程度いたしました
あります。

そこで次のお尋ね、この恩典を受
ける会社の数でありますと、これは商
社の数、これは全体で約三千といふ
うにみておられます。そこで具体的にあ
る会社の例で、という御質問でございま
すが、会社の名前は例の関係がござい
ますので、ある会社——輸出商社とい
ますか、大きな商社でありますと、これ
について申し上げますと、三期ばかり
調べてございますが、最近のこの三月
期といふ時期で申しますと、当期の純
益が約五億円でございますが、五億に
なつたについては、輸出所得の控除と
ほかの増資配当免稅といふようなもの
がありまして、それがなかつたならば
かかるであろう税金が三千二百万ばかり
り、その中で輸出所得関係が約二千二
百万の税金が免稅されているのですか
ら、五億の利益に対し、簡単に四割
をかけますすれば二億の法人税になる。
外書に三千二百万であるから、二億三
千二百万、そのうち三千二百万落ちて
いる。そうすると一割四分ぐらいの輕

大蔵委員長には、上りまして、こういふ次第でやりたいと思いますと、今御了解を得るということはできないと思ひます。お耳に入れて一つ将来よろしくといふうにお願いした。それ以上のことまで考へるべきであったかも知れませんが、ちょっとそれ以上の手はなかつたので、そういう気持でやつたわけでござります。大へん行き過ぎのようにお考へでありますから、そういう事情であるということでお許しをいただきたいと思います。

○平林剛君 私はまあいろいろ経験があつたかもしませんけれども、その点は今回の法律にも、裏の話であつて、国会に対し今税法上の立場でこのような法律が出されるということは政府の手落ちであるし、また越権だと思ひますね。税法上の取り扱いとして、私も大蔵委員会でいろいろな税法を読みましたけれども、あまりさかのぼつてこういう取り扱いをするという例は聞かなかつたように思ひであります。何かござりますか、ほかにさかのぼつて税の措置をとつたなんて。今回もしこれが認められることになりますと、輪出振興といふ緊急性があつて、政府が手を打つたあとで、国会で税法上いろいろ議論があつても、こういふうにしてくれといふことの前例になると思ひます。これは従来の税の取り扱いから見ましても、まことに変つたやり方であるし、いい方法だとは言えません。私の記憶では、従来このよくな措置はなかつたよう思ひますが、あなたは税の専門家でありますから、私の知らないことがあるかもしれませんから、い。

○政府委員(原純夫君) おつしやる通
税の問題は、これは年末に切れるとい
うのを延ばす、これはありましたが、
これとは若干違ふ。それから他の例で
言いますれば、所得税の減税をいた
ますのに、所得税は確定申告まで最
後の措置をする余地がありますから、
の臨時国会あるいは通常国会の初めに
それを願いするというようなことを
やつた例がござりますが、こういろ
うにこれに類することは私の記憶でけ
きいません。

も臨時の輸出振興措置として国会において願いしておるものであるかどうか、將來これを廢止するといふようなときには、ちゃんとそういうことも勘定に入れて、昭和三十四年十二月三十日までのものだと、こういうふうに提案をされているのか、その考えをお聞きしたい。これはあなたでは少し重荷かもしれないせんけれども、ぜひその点について私どもにはつきり言つておいてもらいたい。

○政府委員(原純夫君) 特別措置というのは特定の事業なり、あるいは特定の種類の活動を援助したり、力をつけたりということをやりますために、税負担の公平ということは一応犠牲にしてやることでありますから、その公平の要求と政策的な要求と相互のバランス、マイナスを比較して結論が出る問題、これはいわゆる税迴り説法であります。ですが、そういう意味で私どもはいつも税法措置全般には常に反省的な検討問題であります。そこで御指摘の三十四年末までの期限になつております。これをそのときにおいてどうするかという問題であります。一般的にこういう措置はなるべく早く私ども整理したいと考えますが、そのときは相当議論があるのだろうと思います。参考までに、昨年行われました税制調査会の審議において現われた一般の御意見を申し上げますと、特別措置にもいろいろと順位があるだろう。もうすぐにも廢止すべきものと、むしろ現在は延ばすべきもの、あるいは中間的なものといいろいろ

あるだろ、と思ひます、という形で公議されました際にもやはり所得控除の特別措置は割合に順位がよかつたということをございます。これと例の特別償却、これが割合に順位がよかつた。私どもはやはり輸出が日本経済に非常大事だということは確かにその通りであります。明後年末に問題になります際には、相当單純に特別措置だとから期限で切つてしまふということでもなければないと私は考えております。お、今後、本日の冒頭いろいろお尋ねがございました効果との関係、この辺の効果を十分に確かめ、検討し、そうして特出獎勵の必要というようなものを勘してきめる、で、なまくらのような御返事で恐縮であります。私はやはり相当三十四年末においても簡単な難生産はむずかしいんじやないか、相当深謀遠慮が要るんじやないかといふことを考慮しております。

いとも所得理論、課税の公平理論からいいますと、非常に大きく外しているわけありますから、もう氣持としている同じような氣持で私は問題を処理したいと思います。ただ、たいま申し上げましたのは、広くいろいろな方々の御意見を伺うと、なかなかそういう行きかねるようなこともあり得るといふことを申し上げたんで、必ず延ばすと申し上げているんでもなし、また研究すべき点を十分に研究して、相当深刻に勉強いたしますと、こう申し上げておられるのでござりますから、一つ御了承を願いたいと思います。

う建前で行つてもらいたいと要望して
おきます。

○椿繁夫君 今にちよつと関連して
お尋ねをいたしますが、平林委員から御指摘になりました八月の一日にさかん
のばつて減税の恩典を与えようといふ
んですが、私は輸出振興対策の一環と
してという説明ではちょっと了解でき
ないんです。そこで御説明の際に十分
に伺わなかつたので、あるいは私の勉
強不足からお尋ねをすることになるかも
知りませんが、それはお許しいただ
きたいと思います。
この基準金額と、うのぶ、昭

人、法人ともに前年度の年相当額です。その五〇%を越えた部分について減税の恩典を与える。こういうふうに全体の説明を見ますると、了解できますが、それ、間違いないのでありますか。

○政府委員(原純夫君) その通りでございます。

○椿繁夫君 そういたしますとですね、これは私はますますもって輸出振興対策の一環にはならぬと思います。

半年分の、半年分というものは適当にやらないと、前年度の一年間の輸出実績の半分は抑えて、それを越えて輸出した部分について減税措置をとるということは、これまでにかつてない税法上の恩典であつて、輸出振興ということがほんとうにこの改正案のねらいであるとすれば、前年度の輸出実績の総額を上回った部分について、減税の恩典を与えるということであれば、これは輸出振興対策という御説明で了解ができますけれども、前年度の輸出金額を半分で抑えて、これが五〇%と抑えるのですから、六〇になれば、これは輸出振興対策といふ御説明

れば一〇の部分について減税をする。これは輸出業者に対する特別恩典措置法であつて、輸出振興対策とは了解できませんね、私は。どういうことで一つ御説明になりますか、得心するようにお聞かせ下さい。

○政府委員(原綱吉君) 今回の指標は、おっしゃる通り前年または前年度の実績の半分を越えれば、越えた部分について割増控除を与えるということになりますが、その理由は、今回の一措置が一つにはおっしゃる通りの輸出の増加したものに優遇するという割増しの考え方方が一つ、もう一つは、やはり輸出により魅力をつけるならば、輸出はより増加するだろうという、輸出一般になににするという考え方も一部入っております。その両方でこういうことになつたということをございます。それは若干経過的にと申しますと、かく、くだいて申しますと、当初第一段

常に不穏な結果になるじゃないかと
いう意見が強く出たのであります。こ
れはまさにその通りで、非常に私ども
もその気持はよくわかる。ただしそれ
じゃ努力の度合いをどう見るかとい
うのは非常にむずかしいということで、
なかなか努力の度合とということでは判
定はつきにくい。そうなれば、やはり
前年非常に無理をしたというようなと
ころに非常にきつく当らぬために、や
はり前年実績の、幾らか下目を押えて
やれば、やはり今の不公平は残ります
けれども、不公平の度合いが少くなる
だらうということを考えたわけです。
その際にそれじゃ何割下目にするかと
いう考え方もございましょう。いろいろ
議論したあげく、やはり第二段の理
論の、輸出の全般に利益がいくとい
うことになつてくる。それはやはり輸出
の奨励になるであろうという、若干お
おらかな気持もまじえて、半分とい
ことで踏み切つたよくなわけで、お氣
持の趣旨は十分私ども同じ気持でやつ
たわけであります、やはりこういう
緊急の際であり、もう少し広く輸出に
全般的に利益がいくといふ面があつて
もよからうぢやないかということよくな
気持も加わつて、こうしたことになつた
次第であります。

関連するわけですが、三十二年の八月一日にさかのばって、減税措置を講じてやろうというのと思ひ合せますと、これはどうも輸出振興ということよりも、輸出業者に社内蓄積といふものをふやして力をつけてやろうといふことの方がねらいじゃないかといふ、どうも気がします。これははつきりその通りです。前国会に、例の租税特別措置法の、臨時税制調査会からの答申などもあって、二百億あまり整理されましたね。それでそのときの御説明によると、税制調査会の答申もあることであるから、こういろいろ租税特別措置法の中の、直ちに廢止すべきもの、あるいは修正をして減額をすべきもの、あるいは引き続いて存続を必要とするものとのと、こういうふうに了解をしておつたのです。そうしたところが、ここでまた先ほどから伺いますような首尾一貫しない理屈の通らぬ話が、説明の中に現われ、しかもここに一部改正案として、さらに租税特別措置の恩典を拡大しようとする方針は、全く原さん、政府の政策とはいえ、朝令暮改です。よ。了承できない、こんなものは。まずそぞういふ点について一つ納得ができるればもちろん得心しますがね。今までのところではちょっとと理解に苦しむ。重ねて一つ租税特別措置法の各項目について税制調査会などの答申を尊重して今後の国の税収ということについてお考えになるのかどうか。

平を犠牲にするわけでありますから、政策目的との比較検討を行なって、なるべく税の公平といふことが忘れられないようなど、特に経済がだんだん正常化すればするほど、一部の公平を害しても減免税を行なうといふ必要は少くならないわけでありますから、そういう考えであります。これははつきり申し上げてよろしいと思います。

そこで本件について、それではなぜプラス・アルファーをつけるかといふことであります。先ほど平林委員にもお答えした通り、何せこの四月、五月ごろの情勢といふものは、大へん残念なことであります。自由に処分し得る外貨といふものは、もうゼロになるのがいつかというような形で議論されておったものであります。それ自身、私どもとしては大へん申し訳ないのであります。それに対して手を打つには、一番やはり輸出が伸びることが何といっても大事なポイントになるということから、そういうことをいたしましたので、税制調査会における議論の中におきましても、非常にたくさんある特別措置の中でも、本件とこの特別償却の彈力的なあるいは拡大的な運営もいたし、税制の措置もいたしておるわけであります。特別償却についてはその後そういう気持で立法もいたし、税制の措置もいたしておるうな何もございますが、その上に先ほど申し上げましたよくな緊急の事態と見地から御了承をいただきたいと思ひます。

○委員長(豊田雅幸君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(豊田雅幸君) 速記を始めて下さい。

○土田國太郎君 銀行局長にお伺いしたいのですが、昨年の一千億減税です。それが現段階に至るまで、四月の減税以来、その金が、皆さんの大蔵省あたりでどらんになって、その消費が堅実に推移しつつあったかどうか、むだな方面に使われていないかどうか、また貯蓄等の方にも相当回つていったかどうかということを、まず一応お聞きいたしたいと思います。

○政府委員(酒井俊彦君) 一千億減税

がどういうふうに回つていったかとい

う調査は、これはなかなかむずかしい

調査でございます。必要であります

けれども、貨幣に、貨幣といいます

か、通貨の区分がございませんので、

どういうふうなことはつきりつかん

いたかといふことは、つきりつかん

でございません。率直に申し上げまし

て、なかなかむずかしいことでござい

ます。ただ今までのところ、総理府

の統計局で出しております家計調査か

ら見ますと、貯蓄の方は割合に堅実に

推移しておる。これは所得の増加、そ

れから一般の景気、いろいろな要因で

左右されますので、一千億の減税がそ

のまま相当貯蓄に回つておるかどうか、これはそれだけを取り出して言うことはできないのであります。要するに全体として貯蓄の方は割合に安定しておるということが言えると思いま

す。

○土田國太郎君 それでお伺いしたいことは、ただいま貯蓄も相当増加して

おるといふ御説明なんですが、私が今お聞きいたしたいと思ひますのは、日本銀の統計調査を基本としてお伺いいたいと思ひます。私が申し上げるのは全部の預金でなく、実質預金ですか——はいぶね。それが現段階に至るまで、四月の減税以来、その金が、皆さんの大蔵省あたりでどらんになって、その消費が堅実に推移しつつあったかどうか、むだな方面に使われていないかどうか、また貯蓄等の方にも相当回つていったかどうかということを、まず一応お聞きいたしたいと思います。

○政府委員(酒井俊彦君) 一千億減税

がどういうふうに回つていったかとい

う調査は、これはなかなかむずかしい

調査でございます。必要であります

けれども、貨幣に、貨幣といいます

か、通貨の区分がございませんので、

どういうふうなことはつきりつかん

いたかといふことは、つきりつかん

でございません。率直に申し上げまし

て、なかなかむずかしいことでござい

ます。ただ今までのところ、総理府

の統計局で出しております家計調査か

ら見ますと、貯蓄の方は割合に堅実に

推移しておる。これは所得の増加、そ

れから一般の景気、いろいろな要因で

左右されますので、一千億の減税がそ

のまま相当貯蓄に回つておるかどうか、これはそれだけを取り出して言うことはできないのであります。要するに全体として貯蓄の方は割合に安定しておるということが言えると思いま

す。

○土田國太郎君 いや、この日銀の発表を見ますといふと、今申し上げまし

た貯蓄性預金が減つていると、こう申

ておるということが言えると思いま

す。

○土田國太郎君 それでお伺いしたいことは、ただいま貯蓄も相当増加して

おるといふ御説明なんですが、私が今お聞きいたしたいと思ひますのは、日本銀の統計調査を基本としてお伺いいたいと思ひます。私が申し上げるのは全部の預金でなく、実質預金ですか——はいぶね。それが現段階に至るまで、四月の減税以来、その金が、皆さんの大蔵省あたりでどらんになって、その消費が堅実に推移しつつあったかどうか、むだな方面に使われていないかどうか、また貯蓄等の方にも相当回つていったかどうかといふことを、まず一応お聞きいたしたいと思ひます。

○政府委員(酒井俊彦君) 一千億減税

がどういうふうに回つていったかとい

う調査は、これはなかなかむずかしい

調査でございます。必要であります

けれども、貨幣に、貨幣といいます

か、通貨の区分がございませんので、

どういうふうなことはつきりつかん

いたかといふことは、つきりつかん

でございません。率直に申し上げまし

て、なかなかむずかしいことでござい

ます。ただ今までのところ、総理府

の統計局で出しております家計調査か

ら見ますと、貯蓄の方は割合に堅実に

推移しておる。これは所得の増加、そ

れから一般の景気、いろいろな要因で

左右されますので、一千億の減税がそ

のまま相当貯蓄に回つておるかどうか、これはそれだけを取り出して言うことはできないのであります。要するに全体として貯蓄の方は割合に安定しておるということが言えると思いま

す。

○土田國太郎君 日銀の統計局の調査

でございませんので、企業の方では今までなくなっていく。それから貸し出しが出ししに見合う程度の預金の歩どまりができます。ただ今までのところ、総理府の統計局で出しております家計調査から見ますと、貯蓄の方は割合に堅実に

推移しておる。これは所得の増加、そ

れから一般の景気、いろいろな要因で

左右されますので、一千億の減税がそ

のまま相当貯蓄に回つておるかどうか、これはそれだけを取り出して言うことはできないのであります。要するに全体として貯蓄の方は割合に安定しておるということが言えると思いま

す。

○土田國太郎君 いや、この日銀の発表を見ますといふと、今申し上げまし

た貯蓄性預金が減つていると、こう申

ておるということが言えると思いま

す。

○土田國太郎君 それじゃありません。日銀の発表から見なのですがね。

○政府委員(酒井俊彦君) これは日銀で作っておりませんから、おそらく備考

の一つのところに、一般預金には総預金から公金預金、金融機関預金、日本

いたしました結果、また通貨の価値も
だんだん安定して参りました。こうい
う落ちついた時世になりましたのでふ
えてきたのではないか、というふうに
私は考えております。

○土田國太郎君 私が申し上げること
は、多少意見におとりになるかも知れ
ませんが、私が見ますところでは、そ
ういう局長の御説明も多分にあるかも
しませんが、そのほかに、一番私は
重要なものは、生命保険の加入につい
て減免税の恩典に沿することにこの四
月からなっておりますね。そういう意
味合いが多分にあってこういう膨大な
増加を来たしたのではない、という
ことが考え方で得るのですが、そうい
うように、非常に政府の政策によつて
プラスになりましたマイナスになつ
たりするということも、ここに見られ
る。そこで銀行の減ったことはどうな
んです。あなたの説明も一応はあるで
ありますようが、こういうことを耳に
しているのですが、最近、市銀の貸し
出しが非常に嚴重になりましたため
に、大企業が市中銀行に資金の融通を
断わられるがために、地方銀行に融資
の申し入れが殺到している。こうい
う話を聞くのです。特に地方に、支店
あるいは工場の所在地である地銀から
ういうような関連がありまして、銀行
の預金というものがあなたの説明以外
に私は減っているのではないか、とい
うことを見くのでありまするが、これ
が事実とすれば銀行は私はけしからぬ
と思うのですよ。大蔵省やあるいは日

銀窓口のあの指導方針の裏通街道を走らせて、そろそろして大企業に資金を供給し、そして中小企業の方はどんどん倒壊していくことでは、せっかく今度の国会召集の本意に非常に対反するような結果になるのでありますので、どうですか。銀行局ではもう少し銀行をうまく指導して、国策に順応させ得ることはできないものであります。

しましては、この秋に相当そういう需
要があるであろうと いうことで、前
もって、あまりいいことでなかつたか
もしれませんが、相当高利に流动性的
ある運営をいたして、これに用意をし
ておりましたので、まあそれほどきつ
い引き締めということは、地方銀行に
ついてはそろ大きくならないと思いま
す。なお相互銀行及び信用金庫につき
ましては、これは貸し付けが非常に伸
びております。

の個人的意見になりますが、大体相当あるのじやないかと思います。従いまして、国内の引き締めをやりまして、国内に売るよりは外国に輸出した方が得だ、そういう情勢を作つて参ります。ことが必要であります、もしその場合に、輸出の原材料が足りなくなつたということになりますと、これはやはり、おっしゃるよう物価騰貴その他の悪影響が参ります。しかしながら、現在のところは過去のストックでそれ

○栗山良夫君 私は、ただいま案件になつておる法案については、いずれ質疑が終つて態度をきめることになると思いますが、僕個人は別に反対をしていなうとは思つていないので。いないのですが、ただ問題は、先ほど主税局長にお話の中にもありましたように、とし五月になつて急に外貨の情勢が悪くなつた。もう全然につももさつちよ

○土田国太郎君 もう一つ、最後にお聞きしたいことは、今、日本の大方針として、輸出を奨励する、そして輸入を抑圧する、こうやっておるのです。が、そういうように輸入を抑圧し輸出を奨励してしまはると、この原料がそういうものに耐え得るだけのストックがあるのですかどうですか。ストックのないのに輸入を防止してしまはると、これはもう輸出もできませんし、国内消費もかなり検査してもできなくなつてしまふ。そういうことになると、結局物価は上る、こういう結果を招くのではないかと思ひますので、あれやこれやを考えまして、この調査と、それから金融引き締めの限度、これもどういう程度までいったならばまああというところで多少の緩和方針に出るだろうか、ということをお聞きしたいのです。私は何も別にゆるめうという意味で申し上げるのぢゃないのでよ。先に自當てがなければ稼ぐ張り合いがないのですから、それでお伺いするのです。

が間に合つておると思ひます。なほこれから輸出が伸びました場合に、じやんに現程度の輸入でいいかどうかといふことになる、あるいは若干足りないのじやないかといふことを言えると思ひます。こういふ策をとりました場合に、結局どういう状態になつたら、ころ合いなんかといふことは、これはいろいろ御論議のあるところでありますし、私どももなかなか研究してもむづかしいところなんありますが、一応物価が安定——安定と申しますか、輸出商品等につきましては、海外の価格と競争力を持つといふところまで輸格が下る。それからもう一つは、これはなかなか指標としてつかまえにくのですけれども、自然の均衡の下において、国内の自然の均衡、国際間のバランスの下において、しかも輸出入がちゃんとバランスできる、自然に均衡いたしまして方々に摩擦が起らないような状態、そういうときが金融引き締めの政策が成功したときだと思ひます。しからばそれをどうふうにして判断するかといふ問題はなかなかわざかしい問題でございまして、私ども研究をしておりますけれども、それ以上どういう指標でどうするというところ

いかない見通しになつたので、あわてて考へた優等生の案がこれだ。こうして考へた優等生の案がこれだ。こうして考へた優等生の案がこれだ。
う説明なんですが、問題は、輸出輸入ともこれが国際収支のバランスを回復するといふ観点に立てば、どちらも積極的であるべきだ。しかし、根本的に考へなければならぬ問題だとと思うのですよ。そこで、これはあなたにお伺いするのはちょっと無理かと思いますが、こういう構想を持ったときに、輸入を抑制し輸出を振興するといふことに、政府側で根本的なしかも具体的な研究といふものが行われて、しかも結論的な施策といふものがきめられたら施策のうちの一つがこれなんだ、そういうことであるのか。これを一つあなたが御承知であれば何いたい。
○政府委員(原純夫君) まことに、
もつともなお尋ねで、私どもも安易に減免税に頼るということはよろしくない。と、常々思つておりますが、今回の措置につきましては、主管である通産省局におきましても、税だけの措置でなく、総合的な措置として、あらゆる面において努力をして、丁

第五部 大藏委員会會議錄第二号

昭和三十二年十一月十一日
【參議院】

いたしました結果、また通貨の価値もだんだん安定して参りました。こういふことについて、そうして大企業に資金を共治権をもつておる銀窓口のあの指導方針の裏通街道を

しましては、この秋に相当そういう需
要があるであらうといふことで、前

の個人的意見になりますが、大体相当あるのではな、かと思、ます。遂、ま

るまでまだ至りませんが、そういうう
ま、即ち十頃、二、三時、三時。

れに對しては、また市銀が保證の立場に立つて地方銀行から當該工場に融資をさせているといふようなことで、そりやうな関連がありまして、銀行の預金というものがあなたの説明以外に私は減っているのではないか、といふことを聞くのであります。が、これが事実とすれば銀行は私はけしからぬと思うのですよ。大蔵省やあるいは日

申しますのは、やはり金融引き締めと申しますと、どうしても大銀行といいますか、大企業に対する引き締め、それが一番ねらいでもございますし、また銀行としてもそれが一番引き締めの態勢に順応するやうなんだとさいますので、相当引き締めている、そうするとその連中が地方銀行等へ行くということはあると思います。地方銀行といな

○政府委員(酒井俊彦君) ななかなかむ
です。私は何も別にゆるめろといふ意味で申し上げるのじやないのでよ。先に自當てがなければ疊ぐ張り合いかないのですから、それでお伺いするのです。

ちゃんとバランスできる、自然に均衡いたしまして方々に摩擦が起らないような状態、そういうときが金融引き締めの政策が成功したときだと思います。しからばそれをどういうふうにして判定するかという問題はなかなかむずかしい問題でございまして、私ども研究をしておりますけれども、それ以上どういう指標でどうするといふこと

○政府委員(原純夫君) まことにござるが、あるか。そこを一つあなたが御承知で、あれば伺いたい。

夫をしという態度でおられるのであります。詳細は他の当局からお答えいたしましたが、私が承知している限りを申し上げますと、本件のほか、輸出の奨励につきましては、大体最近では十二三億のベースで輸出振興費というような予算経費が計上されています。これがいろいろな海外における見本市の補助、あるいはいろいろ旅商団といふのですか、ある地点で固定するのではなくて、機械その他を見せながら回つて歩くといふうこと、あるいは海外の市場動向を探るといふような意味で、いわゆるエンドロの機能等を動員しまして、そういう面の、一般民間の会社では十分にいきかねると思われる点を手当するというようなことだと、あるいはたまたま問題になります意匠の点で海外から非難されることのないように、意匠センターといふようなものを設けて、意匠のスクリーニングをやるといふようなことであるとか、いろいろこの十億あまりの金でやつておられるわけであります。こういう点につきましては、今後三十三年度予算におきましてもいろいろと措置が講じられることと思います。それから別途、たまたま的一般会計予算の話であります。そなへば、特別会計で輸出保険の制度がございますが、これについて条件の許す限り保険料率を下げるといふようなことを従来もやつてきましたし、最近今般の総合対策の一環としてまたはつきり立証されるといふようなことを行なつたといふようなことがございます。それから第三には、輸出金融について、従来もであります、優遇を行なうといふような線、それから次の問題は、い

いろいろ国内の経済状態にも非常に問題がありましたが、輸出クレジット、つまり延べ払い条件で売るといふような問題が近ごろだいぶ出てきております。これらについても通産当局はできる限りそれをやりたい。これは一方で国内の金融状態を考えますと、その間やはりインフレ的な影響が出るというようないこともあって、無制限にはいきかねるわけありますが、そういうよくなないことについても通産当局は気を配つておるようであります。大へん申し上げますと、それが足らないのです。私の承知しておる限りを申し上げますと、そういうわけでございます。

を招来したから、従つて輸入を押えているのです。こういう説明なんです。別に政府といふものがそう大した失敗をしたわけでもない、こういう現象が起きたから外貨が減つてしまつたのだ、こういう説明なんです。そこで、それじゃ政府の責任所在というものは明らかにならないじゃないかといふで、実は経済企画庁が発行した昭和三十二年七月十九日付の年次経済報告書を見ますと、政府の答弁とは全然違つて、経済の見通しが間違つておつたといふことを正直にこれは書いているのですよ。私、その点では非常に敬服しているのですが、いろいろな点で書いております。特に消費がそう伸びたのではない、消費は伸びなかつたと書いてある。貯蓄はふえていると書いてある。しかも最近の経済の動きは、景気循環論の定石通りに行われたのだといふことを書いてある。また諸外国は一九五五年以来同じような悩みを持つておつたけれども、事前に工合よく手を打つて、突然変異的な手を打たなくとも、経済を安定さしてきたということを書いている。その他いろいろ実に専門に分析をして自己批判をしておりりますので、私は敬服しておりますが、そういうことは全然閑僚の頭にはない。そういうことを押し問答をしておる間に時間がなくなつたのですが、最後には岸総理も大蔵大臣も、確かに見通しに内閣も一応考えたということになつたのですから、いいのですが、そこはいわゆる問題は、貿易政策について、輸入の抑制ということは、先ほど土田さん

御質問の中もありました原材料のマトリックの問題もありますから、どの程度に抑制したらいいかという数量的な問題で、私は輸出問題については、これこそなかなかことあるでしょうが、もつと根本的な問題で、私は輸出問題については、これこそなんとうに一、二の減税措置だとか保険措置のような、いわば火事どろ的な政策でなくて、根本的な問題を私はやはり政府は具具体化しなければならぬ問題があると思うのです。そういう点について通商産業大臣の出席を求めて私は少ししただしておきたいと思うのです。ですから、きょうは大蔵省の主税局長をお見えになつておるわけですし、白井次官とお二人お見えになつておりますが、通商産業省、それから経済企画庁あるいは大蔵省に共通する問題でございますが、特に通産省に関係する問題でありますから、明日でもけつこうでござりますので、大臣の出席を求めて、しばらく私に時間を与えていただきたい。このことを委員長にお願いをいたします。きょうは私の発言をこれでとどまますが、取り計らいを願いたいと田山長夫君います。

一つは国民財蓄組合法の一改正、それを一つの法律案にまとめた理由はどうか。私の理解するところでは、租税特別措置ということでは、性質は同じなんでありますけれども、それ以外にはあまり共通した理由はないものが見出せない。これを二つに含めて提案をされた理由が何かあるのか、あるのだろうかということになります。それは前の国会でも、やはり同時に国民財蓄組合法の一改正の法律案も提出されました。そのとき二つにしてあるのですね。国民財蓄組合法の一改正は、元本の限度額を十万円にするという法律案でありますて、ちょうど全く今回提出をされたと同じ内容の法律案であります。この二つに於ける法律案は別に提案をされて、租税特別措置は、大きな改正もありましたけれども、別個に提出をされた。この間二つに分けて提出され、今度は一緒に提案されるということは、どうも法律案提出の形式に何か変なものを感ずるわけですねけれども、どういう理由でよかったです。

緒に法案としてお出ししたわけであります。なお、御指摘の、二十万円に上げましたときの法律、そのときは、特別措置の方は御案内の通り全文改正をいたしまして、全部あるべきものはふるい、延ばすべきものは延ばすということ、やり直したわけであります。非常に膨大な法案になつたというようなことで、そういうようなことから、それに第一条を特別措置法の全文改正でやつて、第二条を貯蓄組合法といふうのでは、いかにも、つきが悪いといふようなこと。それと、今度のように二つの項目の近似性は、はるかに少いということからであります。なお三十年、三十一年のころにつきましては、特別措置法の中の改正がごく部分的なものであり、そして、それに付帯してどれかをつけるといふようなことをいたした例はござります。お気持の御趣旨はわかりますので、私ども常々そこは気をつけなければならぬと思つておりますが、今回程度に、近似性といいますか、同じ方向に向いたことであります。御承認いただけるのじやなかろうかと思つて、実は一緒にしたのでございます。

○平林剛君 私はこういう政府の法律案提出に、やはりしつかりした基本的な考え方があつていいのじやないだろ

うか。ときどきこういうことをやるんで

すね。それは大蔵大臣の財政演説の中

では、二つの法律案の説明までして、

今度の臨時国会の財政演説の柱みたい

になつて、これはかなりな法律だな。

中身を見れば大したことではないけれども、大した法律だと言われて、そういう演説の中で一緒にされるといふこと

はいいんですが、議会に対する法律案

提出の技術の面から見ますと、何か常識たるものであります。逆の言葉で言えば、政府の施策の失敗によって、国民は今回二十四億円の損失をすることになるわけです。二十四億円を国民は政的なるものとして理解しておるわけですが、一般国民に説明をするときに、財政演説でも何でもおやりになればいい。法律案の形式としては、こういう点は、やはり前にも大蔵委員会で指摘されたことがありますけれども、また同じことを繰り返されておつて、ちつとも反省の実があつてないのです。あなたにこれ以上申し上げることは法制局担当ではないから無理かもしませんけれども、どうも理解ができないので、あなたの答弁も大へん苦しい。まことに遺憾なことだといふことを申し上げておきます。

それから、こまかいことですけれども、もう一つ、提案理由の説明の中に、国民貯蓄組合法の一部改正のところで、国民貯蓄組合があつせんによる預貯金で、その利子または利益について所得税を課さないこととしておりましたが、利益といふ字句がありますけれども、利子といふのはわかつたのであります。ですが、利益といふことになりますと、具体的にどういう場合があるのでありますか。

○政府委員(酒井俊彦君) 信託の場合に利益が出て参ります。これは利子ですかね。それは大蔵大臣の財政演説の中でも、二つの法律案の説明までして、

十一月九日本委員会に左の案件を付託されな。予備審査のための付託は十二年一月一日から同月三十一日までの間に行なわれる法律案の一部を改正する法律案第27号) 第一条第一項の規定に該当する個人が昭和三十二年十二月一日から同月三十一日までの間に同法の施行地において給与の支払をなす者(当該個人が同法第三十九条第一項又は第二項の規定により昭和三十二年中に支払を受けなければ、本案の質疑は一応この程度に本日はとどめおきます。

○委員長(豊田雅孝君) 他に御質疑が出で替損失補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑を行ないます。別に御質疑がなければ、本案の質疑も本日は一応この程度にとどめます。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、福島県に国立たばこ試験場設置の請願ほか五件の請願を審査いたします。速記を止めて下さい。

午後三時七分速記中止

2 前項に規定する個人が支払を受ける年末の賞与の金額の合計額が五千円に満たない場合においては、その年末の賞与につき所得税を課さないほか、当該個人が昭和三十二年十二月一日から同月三十日までの間に所得税法の施行地において給与の支払をなす者から支払を受ける昭和三十二年の俸給(賃費を含む)、給料及び賃金並びにこれらの性質を有する給与(以下これらを「俸給等」と総称する)についても、五千円と当該年末の賞与の金額の合計額との差額(当該俸給等の金額が当該差額に満たないときは当該俸給等の金額)に相当する金額を限り、所得税を課さない。同項に規定する個人につき年末の賞与がない場合においては、当該個人の俸給等についても、五千円(当該俸給等の金額が五千円に満たないときは当該俸給等の金額)を限り、また同様に該当する所得税の臨時特例に関する法律

昭和三十二年十一月十四日印刷

昭和三十二年十一月十五日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局